

見積書提出先：経済戦略局企画総務部総務課（調達）

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's棟南館4階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

見積書提出期限

本市記入欄

まで

物 品 供 給 見 積 書

見積提出日を記入

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市経済戦略局長 様

大阪市使用印鑑届に登録
している印鑑で捺印

住所又は事務所所在地 大阪市〇〇区××●丁目●番●号

商号又は名称 △△株式会社

氏名又は代表者氏名 代表取締役 大阪 太郎

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

見積金額 (税抜)			百万			千			円
--------------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

・税抜価格を記入
・金額の前に「¥」
をつけること

なお、契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

案件名称

納入場所

納入期限

明
細
書

品名

形状・寸法・摘要

数量

詳細は別添仕様書のとおり

見 積 条 項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書映、引換又は撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。
- 6 契約相手方に決定された事業者は、発注者が交付する契約書に記名押印すること。
- 7 最低見積をした者が2者以上あるときは、発注者が指定した日時に当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積者がくじを引かない場合は、当該案件の発注に関係のない経済戦略局の職員をしてくじを引かせるものとする。

本市記入欄

本市使用欄

受付印